

横手市地域循環型社会形成推進地域計画

横手市

令和4年12月9日

<目 次>

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 生活排水の処理の現状	5
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	6
(4) 生活排水の処理の目標	7
3. 施策の内容	8
(1) 発生抑制、再使用の推進	8
(2) 処理体制	9
(3) 処理施設等の整備	12
(4) 施設整備に関する計画支援事業	13
(5) その他施策	13
4. 計画のフォローアップと事後評価	15
(1) 計画のフォローアップ	15
(2) 事後評価及び計画の見直し	15
添付資料	16
添付資料 1 対象地域図	16
添付資料 2 人口推移（横手市）	17
添付資料 3 ごみ排出量（事業系、生活系）推移	17
添付資料 4 1事業所当たりの排出量推移	18
添付資料 5 1人当たりの排出量推移	18
添付資料 6 総資源化量推移	19
添付資料 7 エネルギー回収量（発電電力量）推移	19
添付資料 8 埋立最終処分量推移	20
添付資料 9 生活排水処理形態別人口の内訳の推移	20
添付資料 10 し尿・浄化槽汚泥処理量の内訳の推移	21
添付資料 11 地域内の施設の現況と予定（位置図）	22
添付資料 12 ハザードマップ	23
様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	24
様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	27
【参考資料様式 1】 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	28

【参考資料様式 6】	施設概要（し尿処理施設系）	29
【参考資料様式 7】	施設概要（浄化槽系）	30
【参考資料様式 8】	計画支援概要（マテリアルリサイクル施設系）	31
【参考資料様式 8】	計画支援概要（し尿処理施設系）	32

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名：横手市

面積：692.80km²

(出典) 国土地理院令和4年全国都道府県市区町村別面積調

人口：85,253人 (令和4年3月31日現在)

(出典) 横手市統計データ

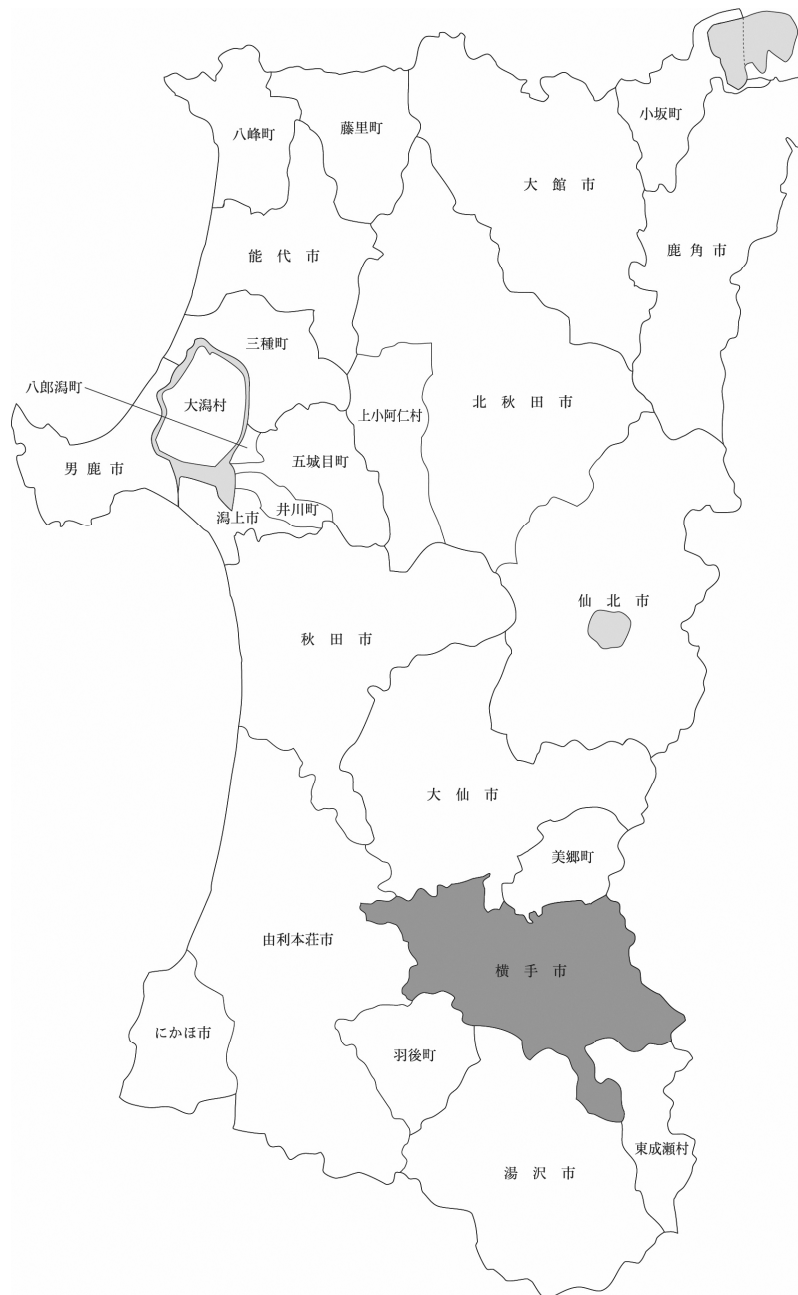


図1-1 対象地域図 (出典：秋田県市町村要覧 令和3年度版)

※別添資料1に關係施設の位置図を示す。

(2) 計画期間

本計画は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、目標年度は令和 10 年度とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

(3) 基本的な方向

横手市（以下、「本市」という。）のごみ処理体制は、平成 28 年 3 月に竣工した「クリーンプラザよこて」にて、95t/日の焼却（熱回収）及び 30t/日の資源化処理、プラスチック製容器包装類・ペットボトルは平成 12 年 8 月に竣工した「ペットボトル等処理センター（2t/日）」にて、市内の一般廃棄物中間処理を実施しています。また、大雄地域の生ごみは平成 17 年 3 月に竣工した「横手市大雄堆肥センター（68.6t/日（内、生ごみ 4.8t/日）」にて資源化処理を実施しています。

現在、本市では、施設の老朽化、並びに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）」への対応として、既存の「ペットボトル等処理センター」の機能強化を含めた更新・整備を予定しています。

本市の生活排水処理については、市内で発生したし尿・浄化槽汚泥等を「横手衛生センター（122k1/日）」、「雄物川衛生センター（55k1/日）」で受け入れて、適正処理しています。

横手衛生センターについては、昭和 41 年 3 月に竣工し、平成 8 年 3 月に改造工事が竣工、平成 17 年 12 月に浄化槽汚泥対応型改造工事が竣工しており、稼働開始から 55 年以上が経過しています。また、雄物川衛生センターについては昭和 61 年に竣工しており、稼働開始から 35 年が経過しています。

現在、本市では、施設の老朽化、し尿・浄化槽汚泥等の搬入量の減少・搬入性状の変化に伴い、「横手衛生センター」と「雄物川衛生センター」を統廃合し、し尿・浄化槽汚泥等の適正処理を継続することを予定しています。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

秋田県では、令和 3 年 9 月に「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しました。この計画の中で、県内を 9 ブロックに分け、それぞれのブロックにおける広域化実施計画を策定しました。

「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」に示された横手市ブロック内全ての一般廃棄物処理施設の管理を本市が行っています。同計画では、横手市ブロックの処理体制について、

- ・ 広域化は完了しており、ごみ焼却施設の集約化も完了している。
- ・ ごみ焼却施設については、2015 年度（平成 27 年度）稼働であるため当面は現状の処理体制を継続する。

と示されています。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本市のプラスチック資源の分別収集及び再商品化については、市内で発生したペットボトル及びプラスチック製容器包装類を収集し、「ペットボトル等処理センター」に搬入しています。搬入したペットボトル、プラスチック製容器包装類はそれぞれ、異物除去後に圧縮梱包し（公財）日本容器包装リサイクル協会の再商品化事業者へ引き渡しています。

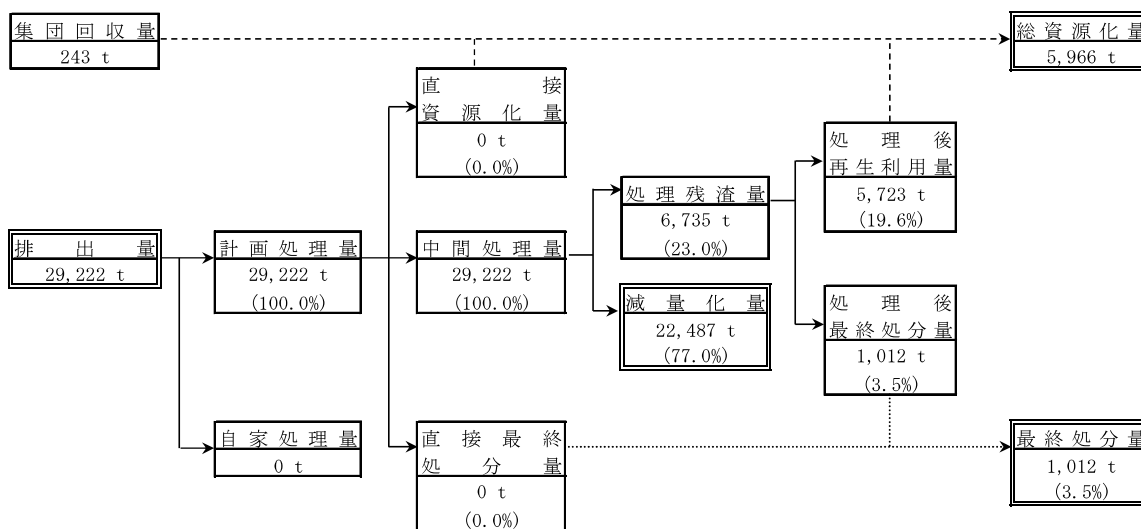
本地域は全部過疎地域であるため、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は資源化、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物については燃やすごみとして焼却処理を継続しますが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行います。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2-1に示すとおりです。

なお、「クリーンプラザよこて」では、ごみ焼却からの発生熱を回収し、定格1,670kWの発電、ロードヒーティングに有効利用しています。

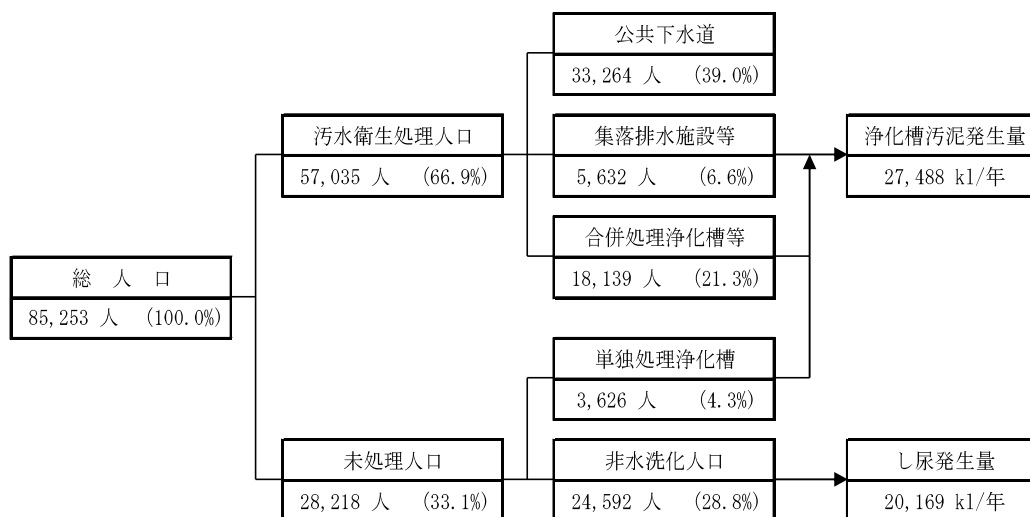


※ 端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

図2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

(2) 生活排水の処理の現状

令和3年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は、図2-2に示すとおりです。



※ 汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口。

※ 端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

図2-2 生活排水の処理状況フロー（令和3年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

表2-1 一般廃棄物処理に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 ^{※1}) (令和3年度)		目標(割合 ^{※1}) (令和10年度)	
排出量	事業系 総排出量	8,300 トン		6,811 トン (-17.9 %)	
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.6 トン/事業所		1.3 トン/事業所 (-18.4 %)	
	生活系 総排出量	20,922 トン		17,112 トン (-18.2 %)	
	1人当たりの排出量 ^{※3}	197 kg/人		165 kg/人 (-16.2 %)	
合計 事業系生活系排出量合計		29,222 トン		23,923 トン (-18.1 %)	
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0.0 %)		0 トン (0.0 %)	
	総資源化量	5,966 トン (20.2 %)		5,657 トン (23.4 %)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	10,343 MWh		10,343 MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	1,012 トン (3.5 %)		830 トン (3.5 %)	

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = ((事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)) / (事業所数)
事業所数は、「経済センサス」に基づく

※3 (1人当たりの排出量) = ((生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)) / (人口)

《用語の定義》

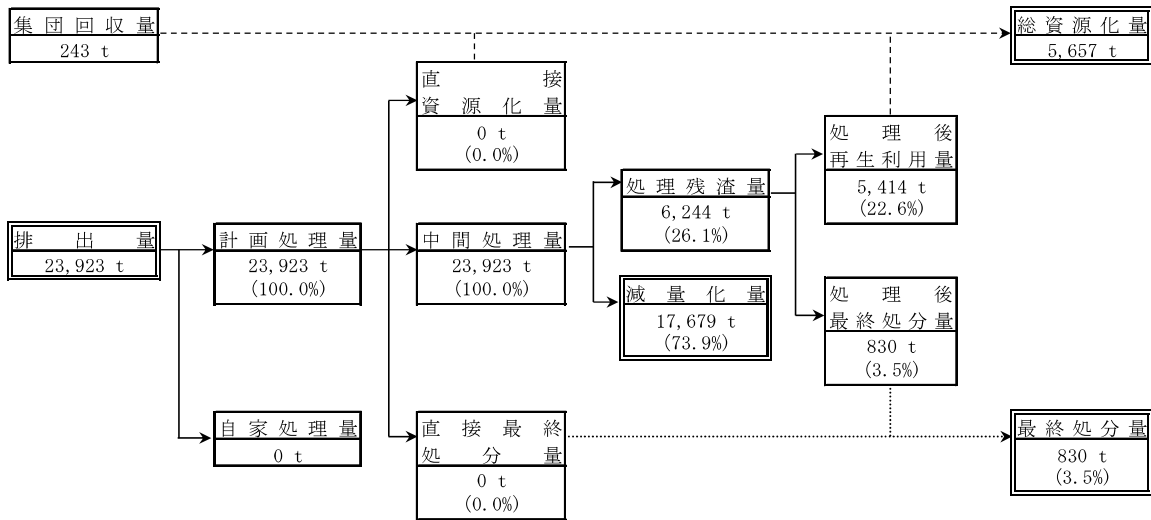
排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

総資源化量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]及び熱利用量[単位:GJ]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位:トン]



※ 端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

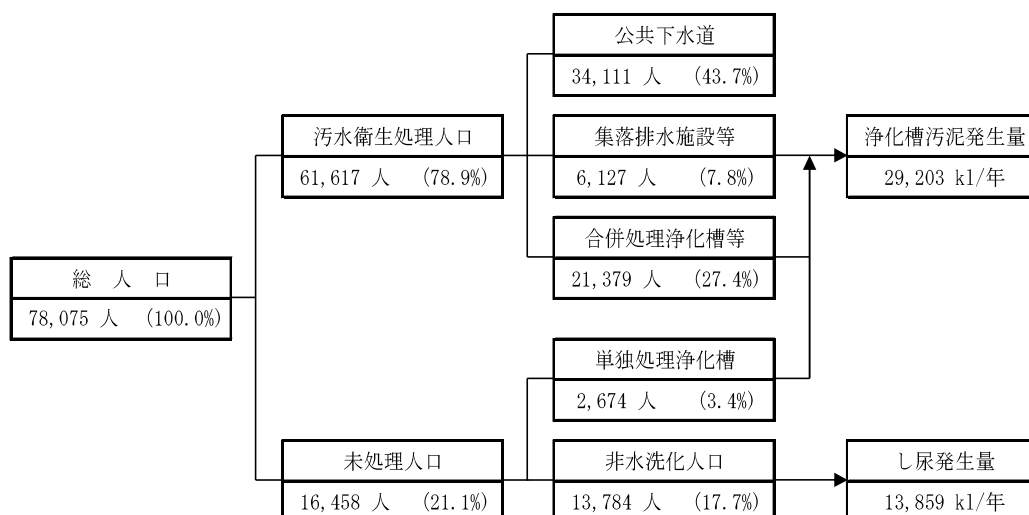
図2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和10年度)

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとします。

表2-2 生活排水処理に関する現状と目標

全 体		令和3年度実績		令和10年度目標	
処 理 形 態 別 人 口	公共下水道	33,264 人	(39.0%)	34,111 人	(43.7%)
	集落排水施設等	5,632 人	(6.6%)	6,127 人	(7.8%)
	合併処理浄化槽等	18,139 人	(21.3%)	21,379 人	(27.4%)
	未処理人口	28,218 人	(33.1%)	16,458 人	(21.1%)
合 計		85,253 人	(100%)	78,075 人	(100%)
し尿・ 汚泥 の量	汲取りし尿量	20,169 k1/年		13,859 k1/年	
	浄化槽汚泥量	27,488 k1/年		29,203 k1/年	
	合 計	47,657 k1/年		43,062 k1/年	



※ 污水衛生処理人口：污水処理施設に接続されている人口。

※ 端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

図2-4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和10年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア. 有料化

市民または一般廃棄物処理業者が施設に搬入する場合、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び粗大ごみは手数料を徴収しています。また、市が収集をする燃やすごみ及びプラスチック製容器包装類は、指定ごみ袋による、ごみ処理手数料制度を採用し、ごみの排出量に応じた負担の公平性及び市民の意識向上を促進し、ごみの排出抑制を図ります。

イ. 環境教育、普及啓発、助成

市民・事業者に対して、環境の保全と循環型社会の形成に向け、ごみの減量化・再生利用、ごみの適切な分別や排出方法に関する啓発や情報提供を行います。また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校における環境学習や、地域社会で開催される社会教育活動の場における出前講座などを通じた環境教育に、積極的に取り組みます。

さらに、家庭用のコンポストや生ごみ処理機の購入補助制度により、生ごみの資源化を図ります。また、集団資源回収奨励金制度を周知することにより、地域団体等が行う自主的なリサイクル活動を支援し、集団資源回収を推進することで資源化の促進を目指します。

ウ. ごみ分別の推進

広報等で周知・啓発を行い、ごみの更なる分別の適正化を図ります。

エ. 公共下水道等の集合処理施設への接続促進

公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設の整備区域内の世帯については早期の接続を促し、水洗化率の向上を図ります。

オ. 合併処理浄化槽の設置促進

集合処理施設の整備区域外の地域では、合併処理浄化槽の設置の促進、併せて単独処理浄化槽の設置者に対し、合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

カ. 生活雑排水の汚濁負荷低減対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、本市の関係部局と整合を図り、以下のような啓発活動の強化を図ります。

- ・ 汚濁負荷量削減の必要性をホームページ、パンフレット、ポスター、広報等により周知
- ・ 調理くずを回収する三角コーナーの設置や微細目ストレーナーの排水口への設置を周知
- ・ 皿または調理器具に付着した廃食用油をキッチンペーパー等で拭き取ることを周知
- ・ 無リン洗剤、せっけんの使用等を周知

(2) 処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表 3-1 のとおりです。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、プラスチック資源のリサイクルに関心が高まっています。

生活系ごみの分別区分、処理方法は継続するものとし、プラスチック資源の再生利用を促進するため、ペットボトル等処理センターの更新・整備を図ります。

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後とも、生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行います。

また、事業系ごみの減量・適正処理を図るため、事業者に対し資源ごみの分別徹底を促すとともに、ごみ減量化計画の策定・実施を求める等、計画的な事業系ごみの排出抑制対策について検討します。

表3-1 横手市地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (R3年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等
燃やすごみ	焼却(熱回収、発電等)	【エネルギー回収型廃棄物処理施設】 ○クリーンプラザよこて 焼却残渣のうち、主灰はセメント資源化を行い、飛灰は埋立処分
燃やさないごみ	破碎選別	【マテリアルリサイクル推進施設】 ○クリーンプラザよこて 破碎後金属資源を資源化し、その他は熱回収施設で焼却処理
資源物	リサイクル	【マテリアルリサイクル推進施設】 ○クリーンプラザよこて ○ペットボトル等処理センター ○大雄堆肥センター 資源物は保管選別後、あるいは直接資源化 ペットボトル、プラスチック製容器包装類は圧縮梱包後、資源化 生ごみ(大雄地域のみ)は堆肥化
粗大ごみ	○粗大ごみ 破碎選別	【マテリアルリサイクル推進施設】 ○クリーンプラザよこて 破碎後金属資源を資源化し、その他は熱回収施設で焼却処理
その他ごみ	—	—



今 後 (R10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等
燃やすごみ	焼却(熱回収、発電等)	【エネルギー回収型廃棄物処理施設】 ○クリーンプラザよこて 焼却残渣のうち、主灰はセメント資源化を行い、飛灰は埋立処分
燃やさないごみ	破碎選別	【マテリアルリサイクル推進施設】 ○クリーンプラザよこて 破碎後金属資源を資源化し、その他は熱回収施設で焼却処理
資源物	リサイクル	【マテリアルリサイクル推進施設】 ○クリーンプラザよこて ○ペットボトル等処理センター ○大雄堆肥センター 資源物は保管選別後、あるいは直接資源化 ペットボトル、プラスチック類は圧縮梱包後、資源化 生ごみ(大雄地域のみ)は堆肥化
粗大ごみ	○粗大ごみ 破碎選別	【マテリアルリサイクル推進施設】 ○クリーンプラザよこて 破碎後金属資源を資源化し、その他は熱回収施設で焼却処理
その他ごみ	—	—

ウ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化の現状と今後

現状、本市では、市内から収集したペットボトル、プラスチック製容器包装類を処理能力2t/日の「ペットボトル等処理センター」にて処理しています。施設の老朽化、「プラスチック資源循環法」への対応のため、現施設の更新・整備により機能強化し、プラスチック資源の再生利用を促進します。

エ. 生活排水処理の現状と今後

生活排水については、住民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のため、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設による処理を中心に据え、本市の関係部局と整合を図りつつ、面的整備の推進と整備済区域内での接続率の向上を推進します。

また、集合処理施設の整備区域外では、本市の関係部局と整合を図りつつ、合併処理浄化槽の設置・転換を促進します。

し尿、浄化槽汚泥（農集排汚泥を含む）については、現在、本市の横手衛生センター、雄物川衛生センターにおいて処理し、発生した汚泥を脱水後、各施設内で、焼却後埋立処分しています。今後は、施設の老朽化、搬入量の減少及び搬入物の性状の変動に対応するため、雄物川衛生センターを横手衛生センターに統廃合し、基幹的設備改良工事により、現横手衛生センターの長寿命化を図ることで、適正処理の継続を図るとともに、汚泥助燃剤化を行い、再生利用を進めます。

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

(2) を踏まえ、プラスチック資源の再生利用の促進及びし尿処理を適正に実施するため、表 3-2 のとおり必要な施設整備を行います。

表3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1-1	マテリアルリサイクル推進施設 ペットボトル等 処理センター	マテリアルリサイクル推進施設ストックヤード整備事業	360 m ²	秋田県横手市柳田字中村 126 番地 (市有地)	R5	—
1-2	マテリアルリサイクル推進施設 ペットボトル等 処理センター	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	2.6t/日	秋田県横手市柳田字中村 126 番地 (市有地)	R5~R6	—
2	し尿処理施設 横手衛生センター	基幹的設備改良事業	122k1/日	秋田県横手市睦成字七間川原 53-2 (市有地)	R8~R9	—

(整備理由)

事業番号 1-1, 1-2 既存施設の老朽化、プラスチック資源の再生利用の促進、機能強化

事業番号 2 既存し尿処理施設の老朽化、汚泥の資源化有効利用

イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-3 のとおり行います。

表3-3 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数 (基) (令和 3 年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	4,693	700	2,690	R5~R9	—

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 3-4 のとおり計画支援事業を行います。

表3-4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1-2）に係る発注者支援業務	マテリアルリサイクル推進施設整備事業の工事発注に係る関係事務の支援業務	R5
2	基幹的設備改良事業（事業番号 2）に係る生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	R6～R7
2	基幹的設備改良事業（事業番号 2）に係る発注者支援業務	基幹的設備改良事業の工事発注に係る関係事務の支援業務	R6～R7

(5) その他施策

その他、本市の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していきます。

ア. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る普及・啓発

プラスチック資源（ペットボトル、プラスチック類）の分別収集及び再商品化については、地域の NPO と連携しつつ、子どもごみ教室を開くなど、小学生を対象とした普及啓発事業を行います。事業実施に当たっては、地域の NPO に依頼し、地域に根差した環境教育を行います。

イ. 不法投棄対策

地域の町内会などと一体となった普及啓発により、分別区分の周知の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や街灯の設置などを行う。また、不法投棄の多い地域に啓発看板を設置するとともに、ごみ分別アプリに不法投棄が犯罪である旨の記載をするなどし、不法投棄防止を図ります。

ウ. 災害時の廃棄物処理に関する事項

「横手市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月策定）」は、大規模地震や水害、その他自然災害が発生した場合の災害廃棄物（避難所ごみを含む）の処理について、横手市の基本的な方針を定めており、災害発生時は計画に基づいて適正かつ迅速に処理を行います。図 3-1 に横手市における、災害廃棄物処理の全体的な流れを示します。

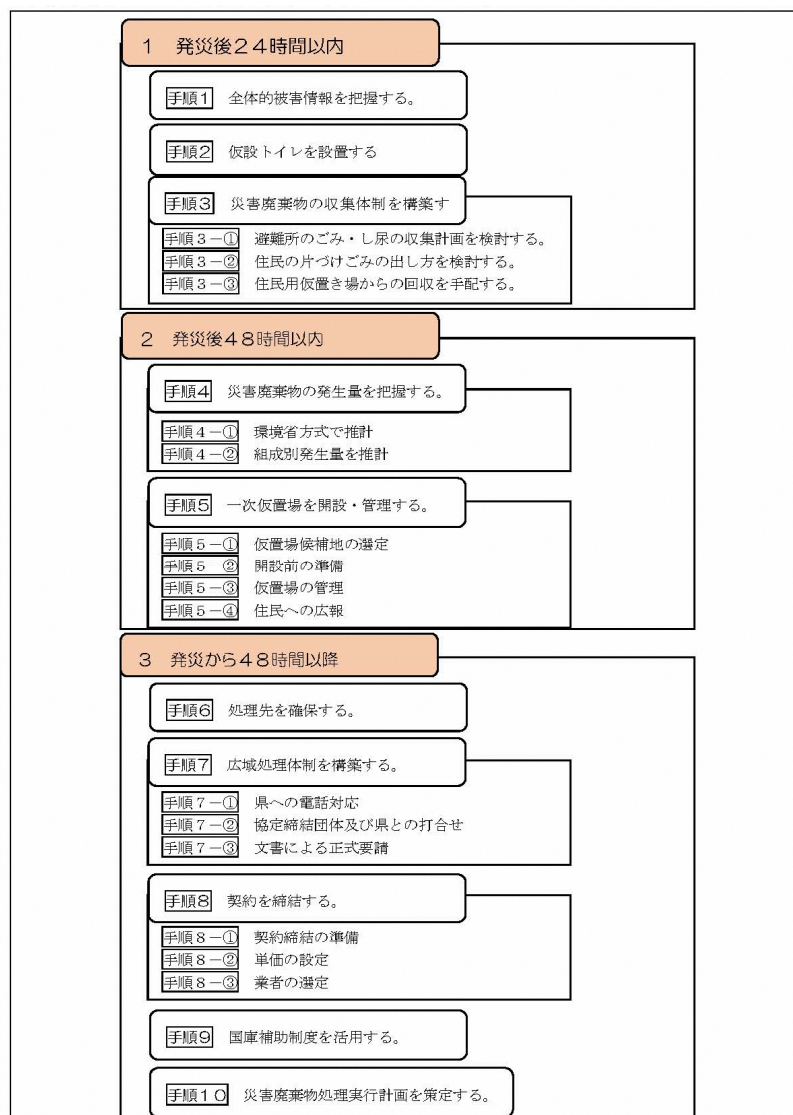


図3-1 災害廃棄物処理の流れ（出典：横手市災害廃棄物処理計画（平成31年3月策定））

エ. 浄化槽の適正な維持管理

本市の関係部局と整合を図りつつ、浄化槽管理者等に対し、適正な保守点検・清掃の実施、定期検査の受検等の重要性を啓発し、理解・浸透を図っていきます。

また、単独処理浄化槽については、本市の関係部局と整合を図りつつ、合併処理浄化槽等への転換を指導し、生活排水の適正処理を推進していきます。

オ. 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

本市が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生するし尿及び浄化槽汚泥の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築していきます。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、秋田県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

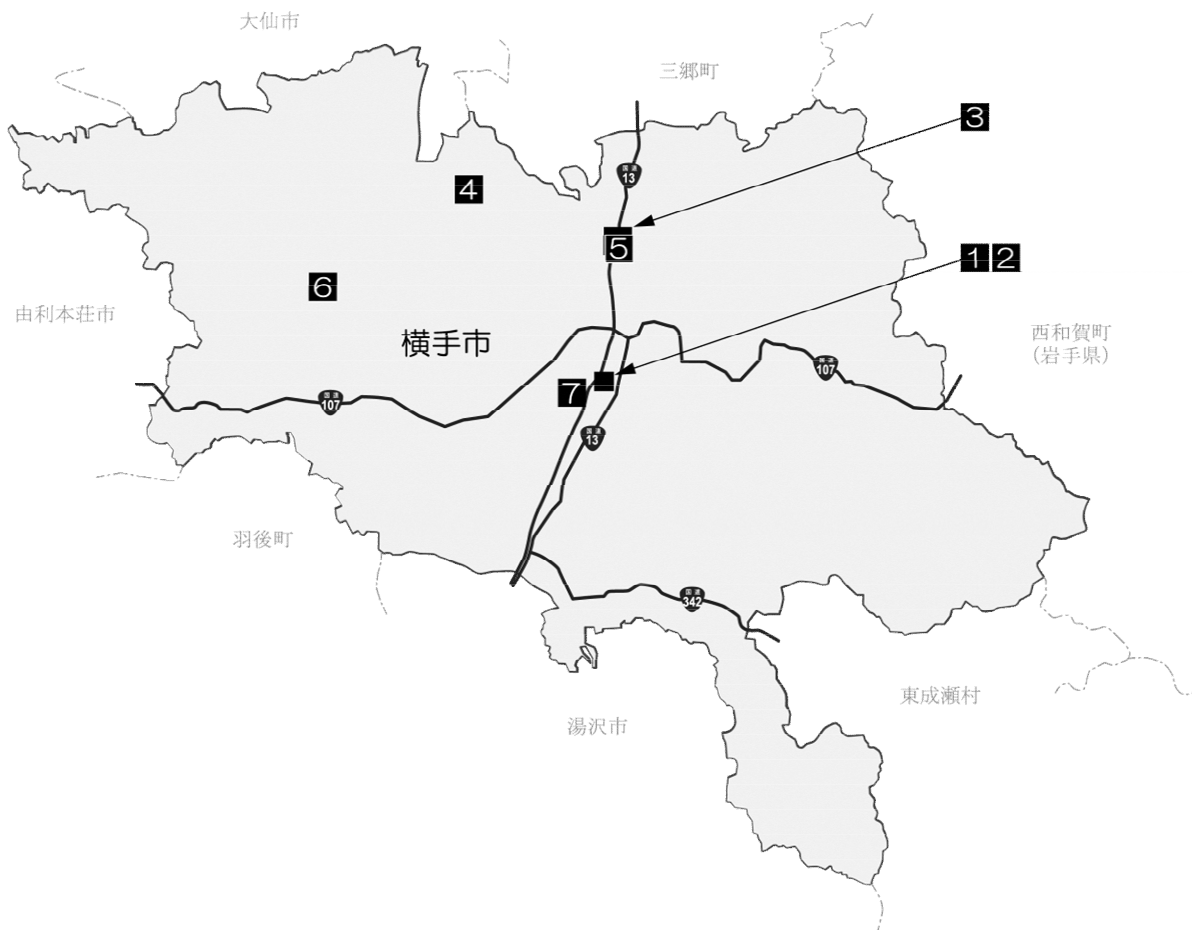
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

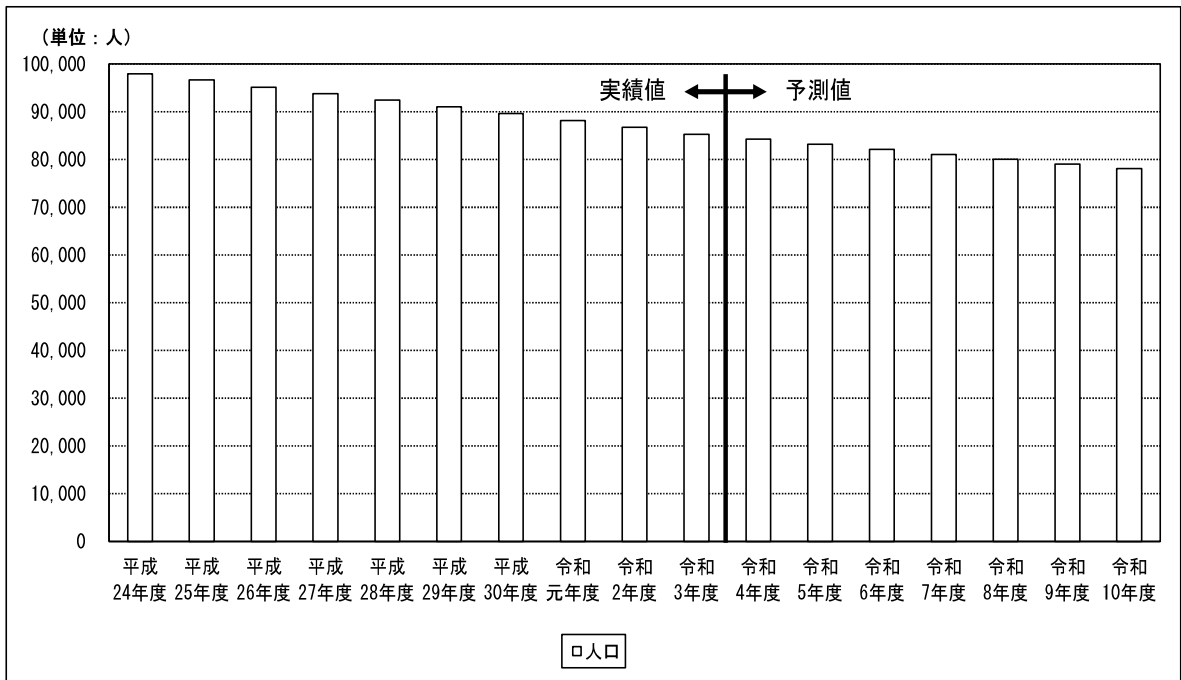
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとします。

添付資料

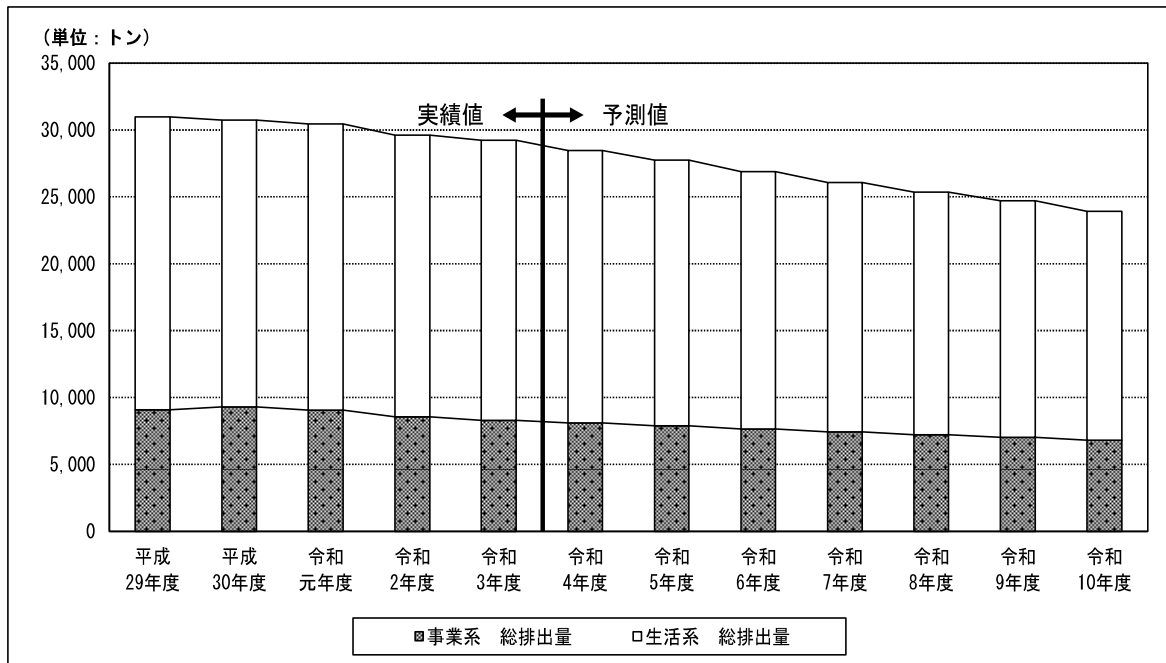
添付資料 1 対象地域図



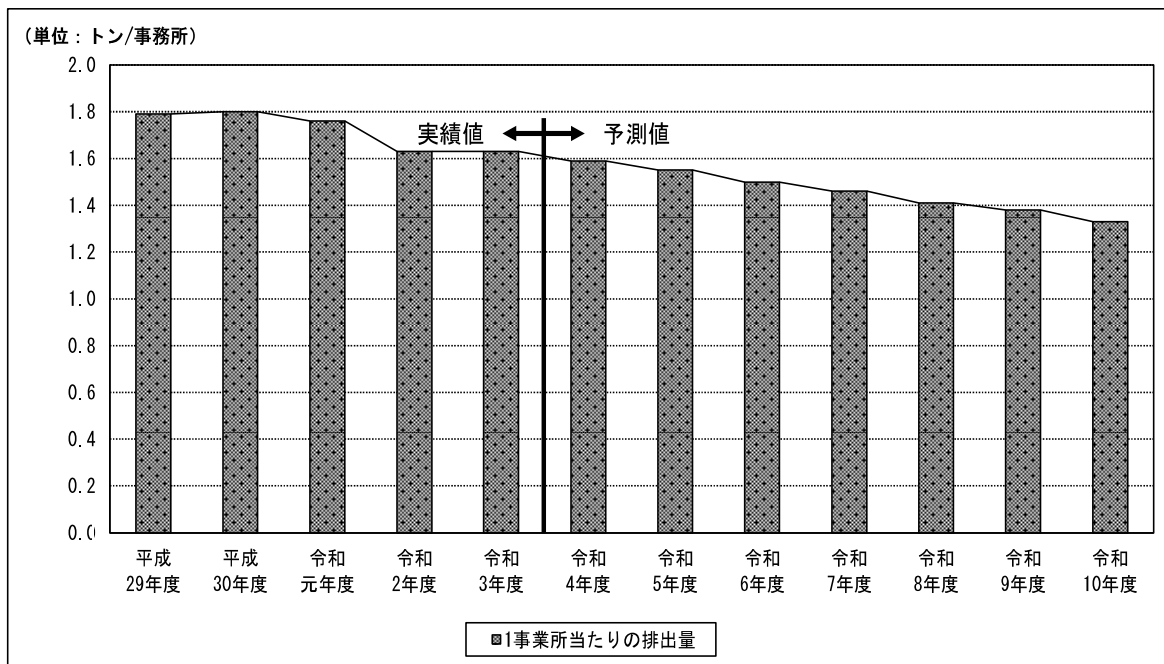
記号	施設名称	竣工	施設概要
1	クリーンプラザよこて (熱回収施設)	平成28年3月	処理能力：95t/日 (47.5t/日×2戸) 処理方式：ストーカ式
2	クリーンプラザよこて (リサイクルセンター)	平成28年3月	処理能力：30t/日 (不燃・粗大ごみ 9t/日、資源ごみ 21t/日) 処理方式：破碎・選別・圧縮方式
3	ペットボトル等処理センター	平成12年7月	処理能力：2t/日 処理方式：手選別・圧縮方式
4	横手市大雄堆肥センター	平成17年3月	処理能力：68.6t/日 処理方式：片側オープンロータリー式攪拌方式+切り返し方式
5	横手衛生センター	平成17年3月	処理能力：122kl/日 処理方式：膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理
6	雄物川衛生センター	昭和61年4月	処理能力：55kl/日 処理方式：高負荷酸化処理方式+高度処理
7	南東地区最終処分場	平成10年3月	埋立面積：1.83ha 埋立容量：76,123m ³



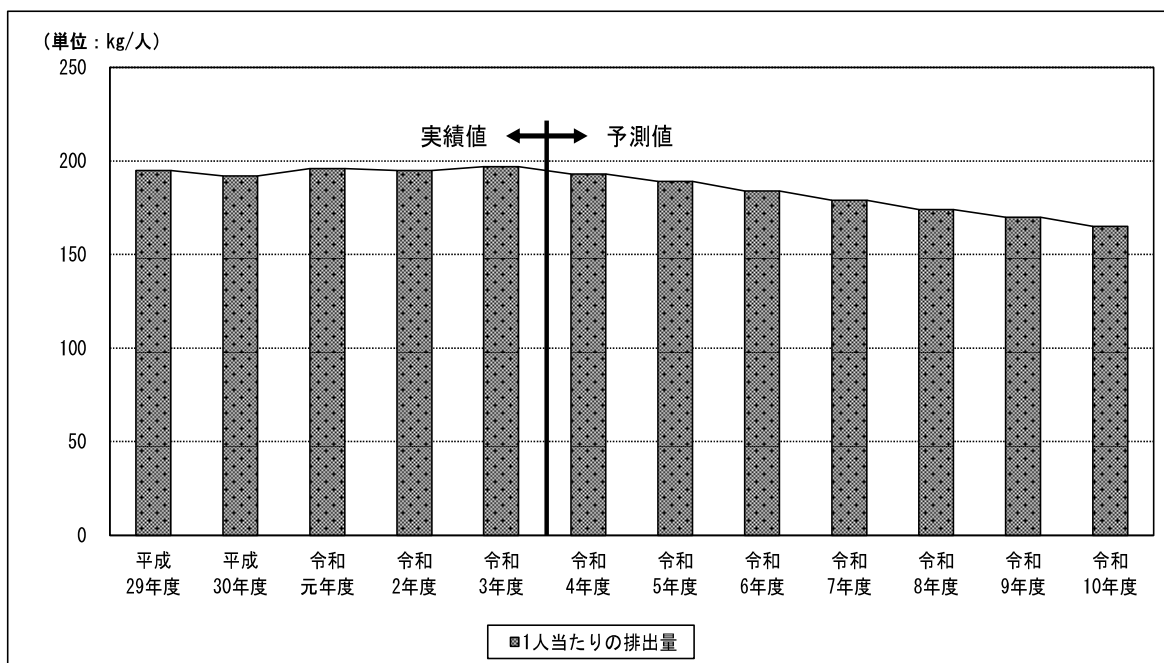
添付資料2 人口推移（横手市）



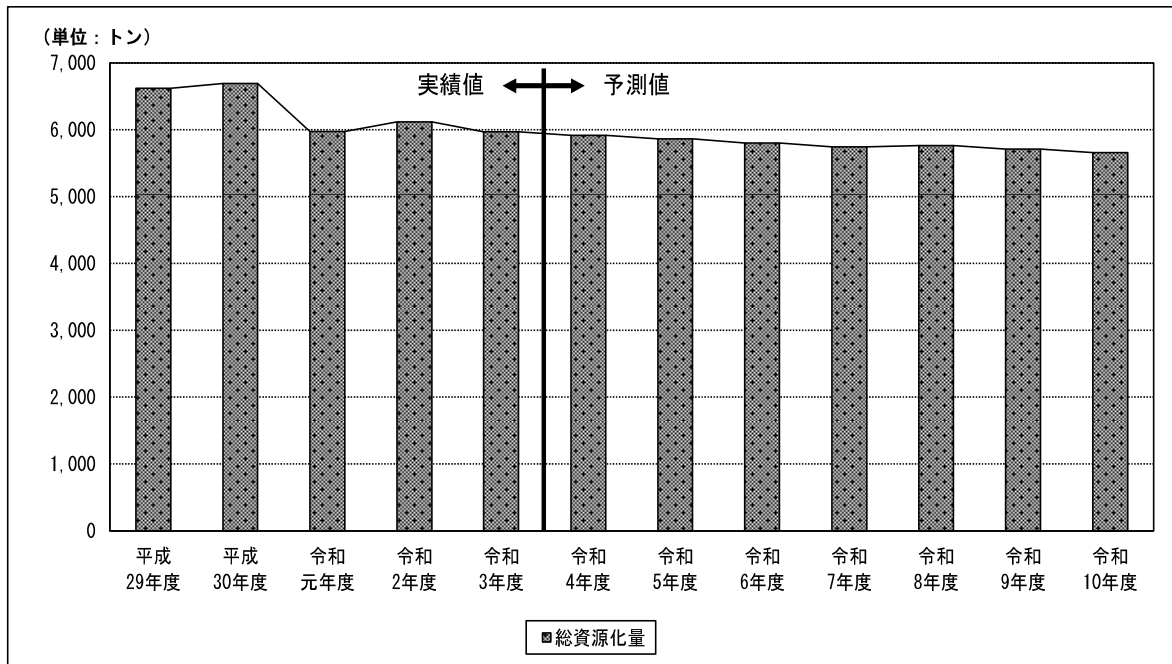
添付資料3 ごみ排出量（事業系、生活系）推移



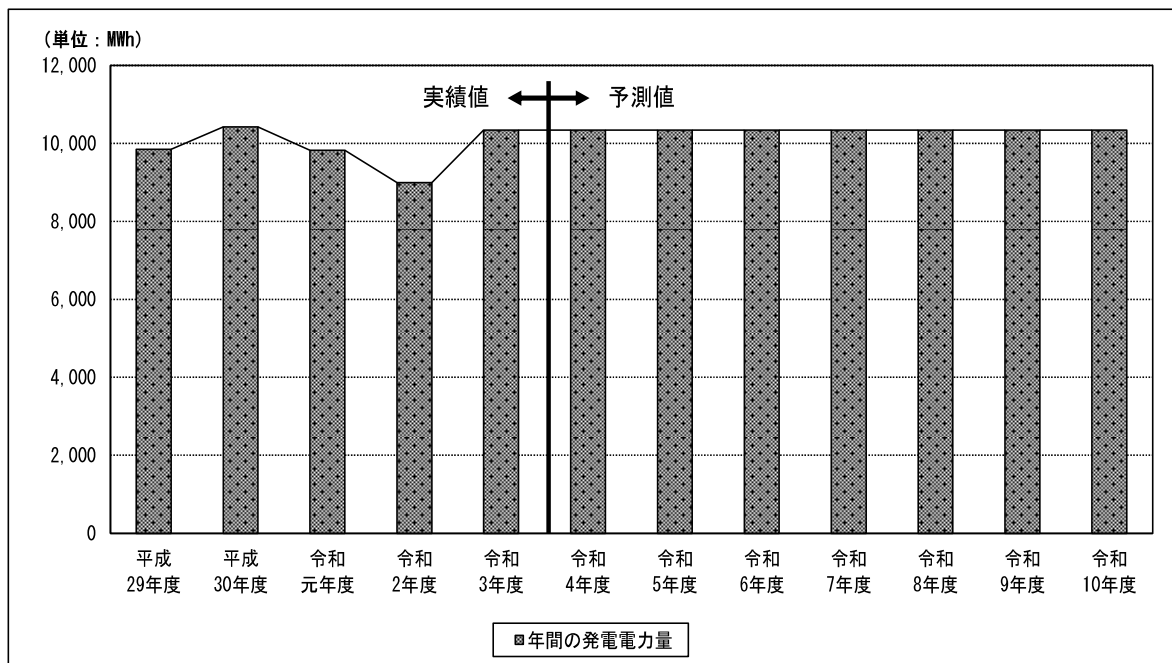
添付資料4 1事業所当たりの排出量推移



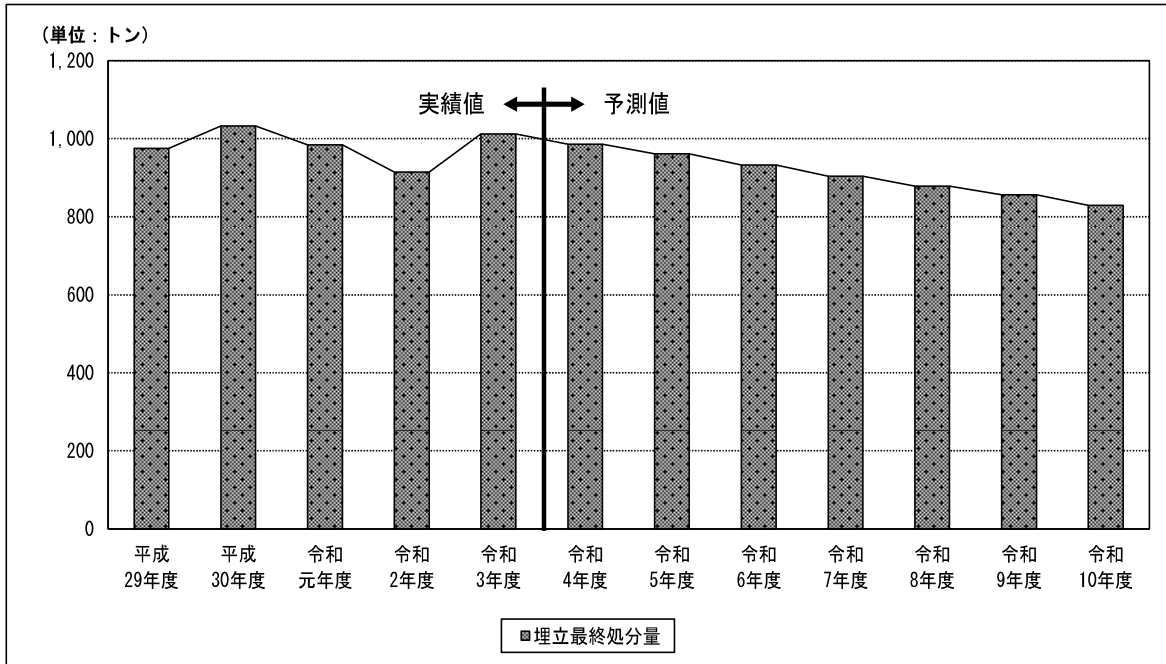
添付資料5 1人当たりの排出量推移



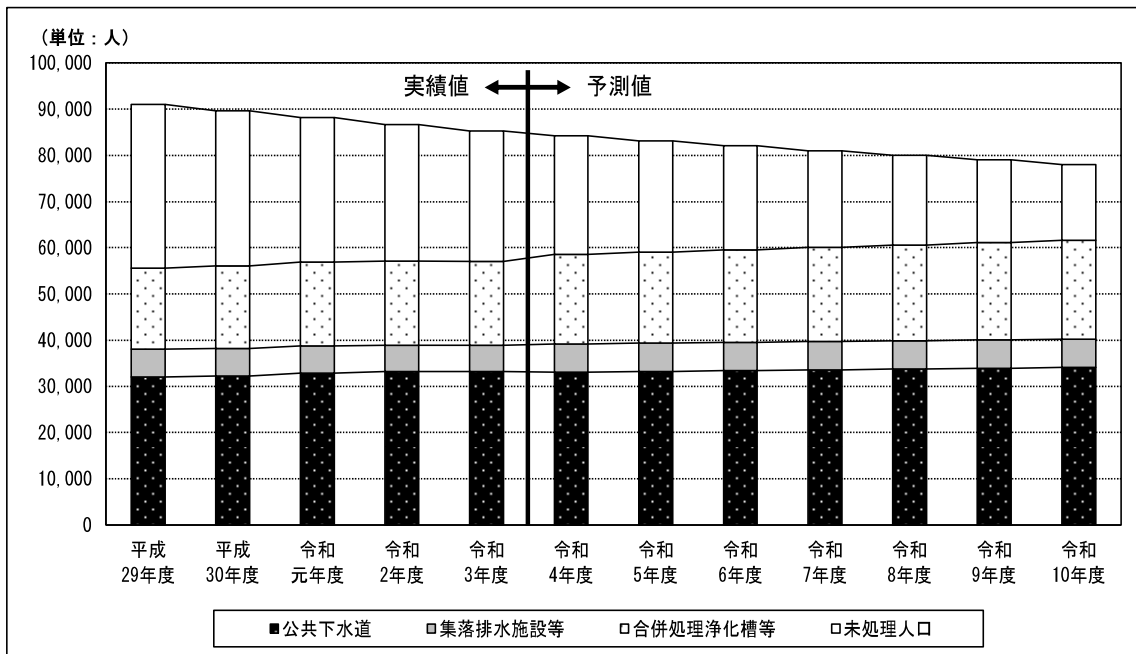
添付資料6 総資源化量推移



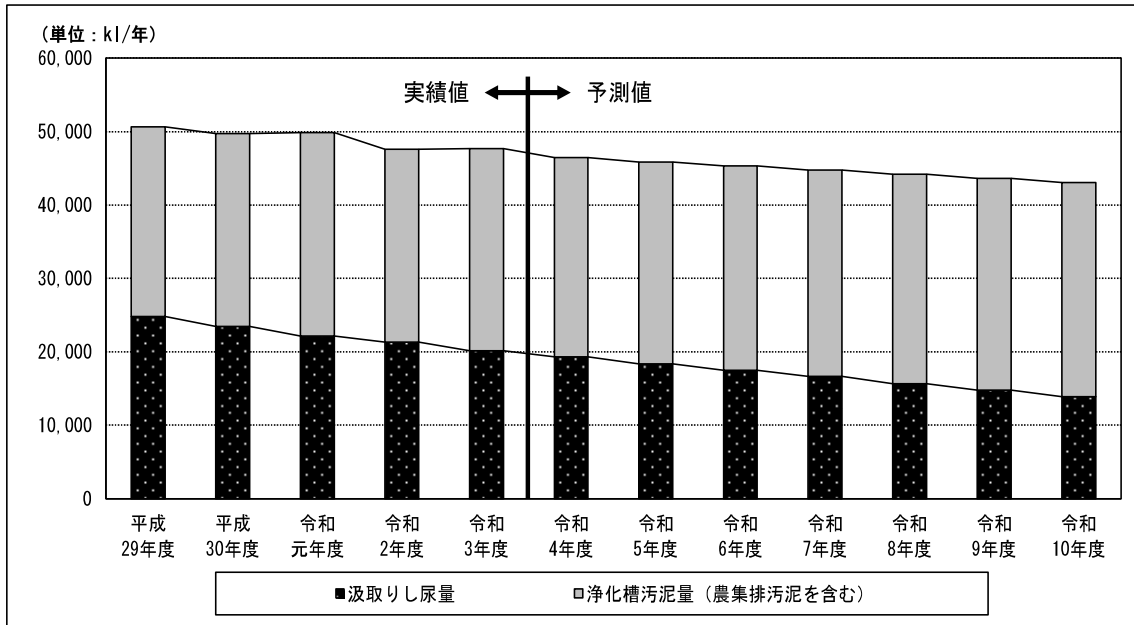
添付資料7 エネルギー回収量（発電電力量）推移



添付資料8 埋立最終処分量推移

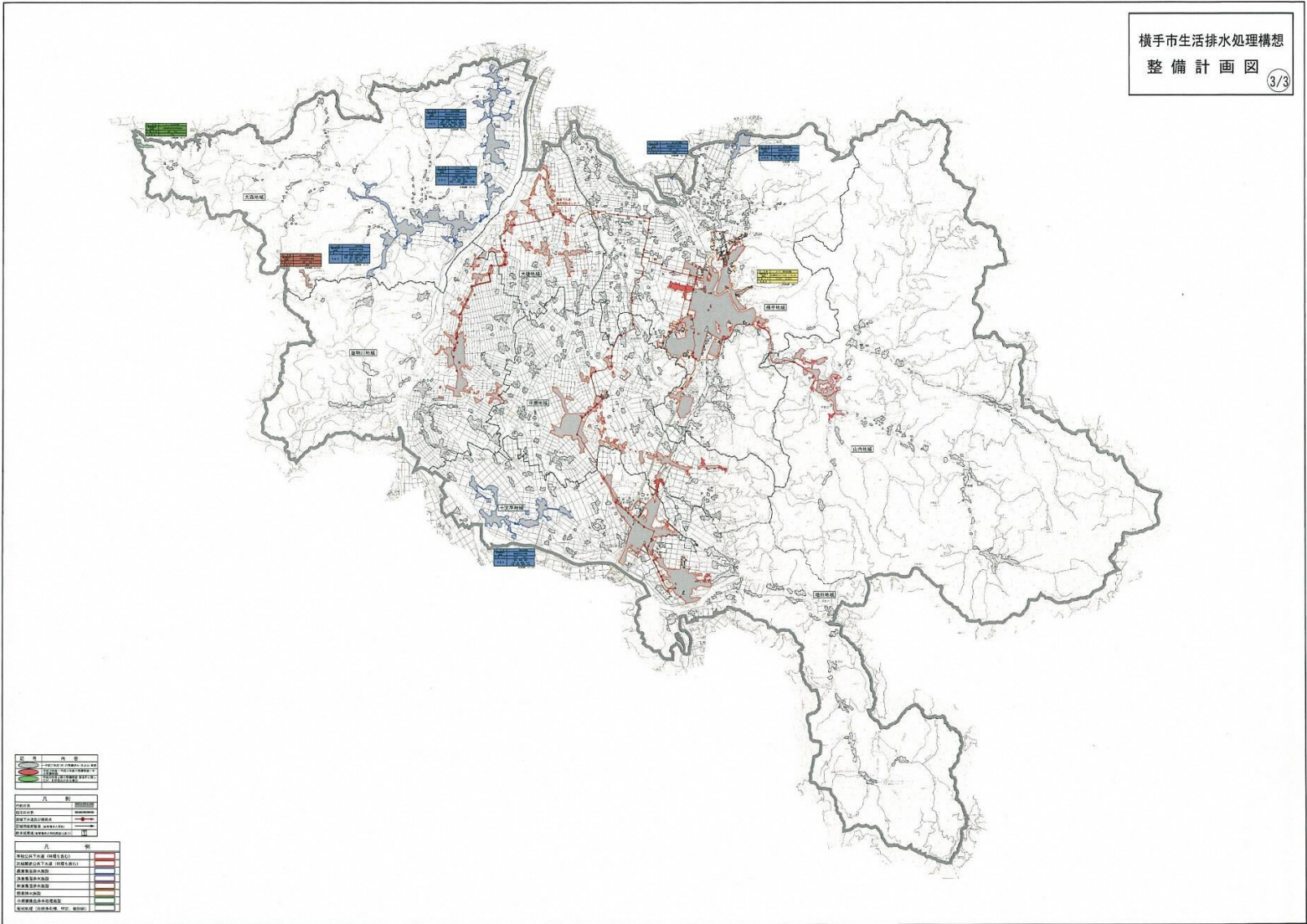


添付資料9 生活排水処理形態別人口の内訳の推移



添付資料 10 し尿・浄化槽汚泥処理量の内訳の推移

添付資料 1 1 地域内の施設の現況と予定（位置図）



様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	横手市	(2)地域内人口	85,253 人	(3)地域面積	692.80 km ²
(4)構成市町村等名	横手市	(5)地域の要件*	人口(面積) 沖縄 離島 奄美(豪雪)山村 半島 過疎)その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立(予定)年月日: 設立されていない場合、今後の見通し:				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	9,078	9,288	9,039	8,563	8,300	6,811 (R3比75.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.8	1.8	1.8	1.6	1.6	1.3 (R3比74.3%)
	生活系 総排出量(トン)	21,887	21,454	21,428	21,044	20,922	17,112 (R3比78.2%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	195	192	196	195	197	165 (R3比84.6%)
合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	30,965	30,742	30,467	29,607	29,222	23,923 (R3比77.3%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	総資源化量(トン)	6,620 (21.1%)	6,690 (21.4%)	5,973 (19.4%)	6,116 (20.5%)	5,966 (20.2%)	5,657 (23.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	9,848	10,423	9,820	8,995	10,343	10,343
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	975 (3.1%)	1,033 (3.4%)	984 (3.2%)	915 (3.1%)	1,012 (3.5%)	830 (3.5%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	クリーンプラザよこて	横手市	ストーカ炉+灰資源化(場外)	95(t/日) (47.5(t/日)×2炉)	H28.3	—	—	—	—
マテリアルリサイクル推進施設	クリーンプラザよこて	横手市	選別・圧縮梱包方式	30(t/日) (不燃・粗大ごみ9(t/日)、資源ごみ21(t/日))	H28.3	—	—	—	—
マテリアルリサイクル推進施設	ペットボトル等処理センター	横手市	手選別・圧縮方式	2(t/日)	H12.7	R5.12 廃止予定	R6.1 解体予定	—	—
ごみたい肥化施設	横手市大雄堆肥センター	横手市	片側オープンロータリー式攪拌方式+切り返し方式	68.6(t/日)	H17.3	—	—	—	—
し尿処理施設	横手衛生センター	横手市	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理	122(kl/日)	H17.12	—	—	(浸水深3m以上5m未満) 施設は中央制御室を2階に配置している。 施設が浸水して処理できなくなった場合は、県に対してし尿に係る広域処理の調整を要請する。	—
し尿処理施設	雄物川衛生センター	横手市	高負荷酸化処理方式+高度処理	55(kl/日)	S61.4	R10.4廃止予定	未定	—	横手衛生センターへ統合予定
最終処分場	南東地区最終処分場	横手市	準好気性埋立+セル方式	60(m³/日)	H10.3	—	—	—	—

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
マテリアルリサイクル推進施設	ペットボトル等処理センター	横手市	一時保管	360m³	R5.12	施設の老朽化、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応	—	—	—	○	更新予定
マテリアルリサイクル推進施設	ペットボトル等処理センター	横手市	選別+圧縮梱包方式	2.6(t/日)	R7.3	施設の老朽化、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応	—	—	—	○	更新予定
し尿処理施設	横手衛生センター	横手市	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	122(kl/日)	R10.3	施設の延命化及びCO2排出量削減のための基幹的設備改良	—	—	(浸水深3m以上5m未満) 施設は中央制御室を2階に配置している。 施設が浸水して処理できなくなった場合は、県に対してし尿に係る広域処理の調整を要請する。	—	—

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
総人口		91,022	89,646	88,192	86,718	85,253	78,075
公共下水道	汚水衛生処理人口	32,030	32,295	32,885	33,163	33,264	34,111
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 汚水衛生処理率	(35.2%)	(36.0%)	(37.3%)	(38.2%)	(39.0%)	(43.7%)
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	6,042	5,940	5,870	5,776	5,632	6,127
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 汚水衛生処理率	(6.6%)	(6.6%)	(6.7%)	(6.7%)	(6.6%)	(7.8%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	17,543	17,863	18,130	18,183	18,139	21,379
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 汚水衛生処理率	(19.3%)	(19.9%)	(20.6%)	(21.0%)	(21.3%)	(27.4%)
未処理人口	汚水衛生未処理人口	35,407	33,548	31,307	29,596	28,218	16,458

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。

※ 端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	横手市	4,693	15,872	H3.4	700	2,690	R9	—
浄化槽市町村整備推進事業	横手市	505	1,771	H14.4	—	—	—	—

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付している。

様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
						単位	開始	終了	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度	令和8年度
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							485,353	171,373	313,980	0	0	0	452,800	138,820	313,980	0	0	0
	マテリアルリサイクル推進施設ストックヤード整備事業	1-1	横手市	360 m ²	R5	R5	138,820	138,820					138,820	138,820				
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	1-2	横手市	2.6 t/日	R5	R6	346,533	32,553	313,980				313,980		313,980			
○し尿処理に関する事業							3,399,000	0	0	0	1,510,344	1,888,656	1,952,091	0	0	0	1,170,370	781,721
	し尿処理施設基幹的設備改良事業	2	横手市	122 kl/日	R8	R9	3,399,000				1,510,344	1,888,656	1,952,091				1,170,370	781,721
○浄化槽に関する事業							456,750	91,350	91,350	91,350	91,350	91,350	456,750	91,350	91,350	91,350	91,350	91,350
	浄化槽設置整備事業	3	横手市	700 基	R5	R9	456,750	91,350	91,350	91,350	91,350	91,350	456,750	91,350	91,350	91,350	91,350	91,350
○施設整備に関する計画支援事業							35,222	6,941	11,880	16,401	0	0	35,222	6,941	11,880	16,401	0	0
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る発注者支援業務	1	横手市	2.6 t/日	R5	R5	6,941	6,941					6,941	6,941				
	し尿処理施設基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査業務	2	横手市	122 kl/日	R6	R7	11,781		5,500	6,281			11,781		5,500	6,281		
	し尿処理施設基幹的設備改良事業に係る発注者支援業務	2	横手市	122 kl/日	R7	R7	16,500		6,380	10,120			16,500		6,380	10,120		
合計							4,376,325	269,664	417,210	107,751	1,601,694	1,980,006	2,896,863	237,111	417,210	107,751	1,261,720	873,071

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 秋田県

(1) 事業主体名	横手市
(2) 施設名称	ペットボトル等処理センター
(3) 工期 ※1	令和5年度 ～ 令和6年度
(4) 施設規模	処理能力 2.6 t/日（ペットボトル：1.2t/日、製品プラスチック 1.4t/日） ストックヤード 360 m ²
(5) 処理方式	選別+圧縮梱包方式、一時保管
(6) 地域計画内の役割 ※2	プラスチック資源の分別収集及び再商品化
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	ペットボトル、プラスチック類
-------------	----------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	ペットボトル、プラスチック類
--------------------------	----------------

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	—
---------------	---

(11) 総事業計画額 ※1	485,353 千円 うち、交付対象事業費 452,800 千円
----------------	-------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 秋田県

(1) 事業主体名	横手市
(2) 施設名称	横手衛生センター
(3) 工期 ※1	令和8年度 ～ 令和9年度
(4) 施設規模	処理能力 122kl/日
(5) 形式及び処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理
(6) 地域計画内の役割 ※2	基幹的設備改良事業による施設の長寿命化及びし尿・浄化槽汚泥等の適正処理の効率化 処理汚泥の汚泥助燃剤化による資源化有効利用 (二酸化炭素削減率：29.0%)
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	—
(9) 資源化物の利用計画	—

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	—
(11) 計画地域の性格	—

(12) 総事業計画額 ※1	3,399,000 千円 うち、交付対象事業費 1,952,091 千円
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 し尿処理施設の基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、汚泥再生処理センターを整備する場合は、し尿・浄化槽汚泥と併せて処理する生ごみ等の有機性廃棄物が何であるかを記載すること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 秋田県

(1) 事業主体名	横手市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	し尿・生活雑排水の適正処理及び生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽により計画的に整備する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※ 生活排水処理基本計画をもって地域計画に 代える場合に括弧書きで記載。	令和 5 年度 ～ 令和 9 年度
(5) 事業対象地域の要件	(人口) (面積) 沖縄 離島 奄美 (豪雪) 山村 半島 (過疎) その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 456,750 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5 人槽	600 基 (2,040 人分)	234,000	234,000	234,000
6～7 人槽	75 基 (525 人分)	35,550	35,550	35,550
8～10 人槽	25 基 (125 人分)	16,500	16,500	16,500
11～20 人槽	—	—	—	—
21～30 人槽	—	—	—	—
31～50 人槽	—	—	—	—
51 人槽以上	—	—	—	—
宅内配管費	485 基	130,500	130,500	130,500
撤去費	485 基	40,200	40,200	40,200
雨水貯留槽 等再利用	—	—	—	—
改築費 (災 害)	—	—	—	—
改築費 (長寿 命化)	—	—	—	—
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費	—	—	—
	計画策定等調査費	—	—	—
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費	—	—	—
合 計	700 基 (2,690 人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	456,750	456,750	456,750

計 画 支 援 概 要

都道府県名 秋田県

(1) 事業主体名	横手市		
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため		
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進 施設整備事業(事業番号1-2) に係る発注者支援業務	—	—
(4) 事業期間 ※1	令和5年度	—	—
(5) 事業概要	発注仕様書等作成業務	—	—
(6) 総事業計画 額 ※1	6,941 千円 うち、交付対象事業費 6,941 千円	—	—

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 秋田県

(1) 事業主体名	横手市		
(2) 事業目的	し尿処理施設の基幹的設備改良事業のため		
(3) 事業名称	基幹的設備改良事業（事業番号 2）に係る生活環境影響調査業務	基幹的設備改良事業（事業番号 2）に係る発注者支援業務	—
(4) 事業期間 ※1	令和 6 年度～令和 7 年度	令和 6 年度～令和 7 年度	—
(5) 事業概要	生活環境影響調査業務	発注仕様書作成業務	—
(6) 総事業計画 額 ※1	11,781 千円 うち、交付対象事業費 11,781 千円	16,500 千円 うち、交付対象事業費 16,500 千円	—

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。